

令和４年度第１回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会会議録

議題	１ 令和４年度主催事業の報告について ２ 答申について ３ その他
日時	令和４年７月７日（木）１４時から１５時まで
場所	茅ヶ崎市立松林公民館２階第１会議室
出席者氏名	会長：細田 勲 副会長：柴田 晴美 村松 章生、小澤 雅子、吉原 敏明、日比野 淳子、 小川 俊昭 事務局：担当課長 菊池 修 主査 目瀬 敬子
会議資料	・資料１ 令和４年度松林公民館事業報告（４月～６月）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	０人

◎事務局

令和４年度第１回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会を開催いたします。本日の会議は、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第１３条第２項の開催要件を、満たしておりますので、審議会を開催させていただきます。なお、本日傍聴のお申し出はございません。次に、資料の確認をいたします。まず、本日の審議会の次第１枚がございます。もう一部、運営審議会資料１がありまして、Ａ４の縦使いで２ヶ所ホチキス止めしてあります「令和４年度松林公民館事業報告（４月～６月）」となります。不足はございませんでしょうか。

（資料確認）

では資料の確認は以上でございます。それでは、議事進行につきましては、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第１３条第１項に基づき、細田会長に議事進行をお願いいたします。

◎細田会長

こんにちは。コロナの方、またちょっと復活してきたみたいですね。昨日の茅ヶ崎市は８１名、寒川が１９名、茅ヶ崎管内の一つですから、合わせて１００人ですか。藤沢市が１９０人ぐらいですから、全体的に多いですね。前々から茅ヶ崎は、ずっと二桁で推移してきたんですよ。なかなか一桁にならなくて、だんだんまた増えてきて、第４次の接種の方も始まったんですけど、いずれにしてもまだまだ予断を許さない状況です。茅ヶ崎も、８月

の花火大会を中止して、改めて9月4日にやりますよということで、決定をしたと思います。そのほかに、各地域での運動会の開催についても、運動会をやりたいということ、松林地区の体育振興会としては、やりたいよ、やりますよという方向づけを出したんですけれど、各自治会が単位ごとに、参加するしないの結論出していただいて、今月の20日ぐらいですかね、はっきりする予定です。ただやっぱり、あくまでもコロナへの対応もありますので、何とも言えませんが、そのような状況が続いてるところです。我々も十分注意しながらやらなければならないと思うし、子供たちもそれによって今まで下向いて動いていたのが、最近はずっと明るくなって変わって、朝の登校見守りしてる時など、ほっとしていたんですが、また下をむいてしまっても困る。できればそういう子供たちの明るい顔を見ながら、応援していければいいなと思っています。また今日そういう中での会議で皆様ご出席いただいてありがとうございます。こういう状況ですので、あまり長い時間かけずに進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、この会議は公開ということになっていますので、今お話がありましたように、今日は参加していない人はいないようですから、いいんですけれども、会議録等を作成するにあたって茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱っていうのがございますので、委員に確認して記録を残すことになっております。これは、私の方に一任さしていただければありがたいと思うんです。よろしいでしょうか。

(各委員賛同)

ありがとうございます。それでは、議題1の令和4年度主催事業の報告について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

令和4年度4月から6月に開催いたしました、主催事業についてご説明いたします。資料1をご覧ください。1家庭教育支援関連事業につきましては、今年度も引き続き茅ヶ崎市内の5つの公民館で「5館連携事業」として「スマイリングママサロン」を6月に開催いたしました。これは、産後体操などをして、産後の気分の落ち込みを予防するとともに、子育て中のお母さん同士の交流を行うものです。Zoomで開催したため、小さい赤ちゃんと家の慣れた環境で受講出来て大変良かったと好評でした。10月と、3月にも開催予定となります。松林公民館の事業としては、ア「子育てフリースペース」を対面で開催し、参加者からは、コロナ禍で外出が減っていたため、家から子どもとおでかけできる機会ができてうれしい、という意見が多くありました。ウ「思い出をスクラップブックで綴ろう」は今年度初めて松林公民館で開催する事業となります。デジカメやスマホで撮影した写真を最近では紙で残す機会が少なくなっていることから、飾れる本の形にして、子どもとの思い出を形にして残そうという講座です。親子での参加や、お孫さんのために作りたい

というシニアの方など幅広い参加がありました。2子ども事業では、市内の公民館、5館連携事業として、ア「里山謎解き大冒険」を開催いたしました。これは、里山公園で開催し、小学生定員20名の所へ、400名以上の応募があった大人気の講座となりました。知らない子同士の5人で問題を解きながら里山公園の中を進み、最後は全グループが無事に宝を見つける事ができました。ゴールする頃は、各グループのメンバー同士もとても仲良くなり、学校や学年を越えて協力し合える講座となりました。松林公民館で開催したア「子どもの広場」は毎月様々な工作などの講座を開催いたします。4月は「ミニミニこいのぼりを作ってみよう」の工作講座を開催しました。5月は「クイズ&おもしろゲーム大会」を松林学区青少年育成推進協議会の方々のご協力で開催いたしました。共にZoomでの開催となりましたが、7月2日（土曜日）の七夕飾りは対面講座となり、資料には掲載してございませんが、20名募集し、20名の参加がありました。イ「子ども将棋スペース」については、松林公民館利用団体の棋竜会さんにご協力をいただきながら月1回、対面で開催いたします。ただ、将棋の指導をして下さるボランティアの方が年々減っており、現在、積極的に子どもと一緒にくるお父さんお母さんに声をかけていますが、いないのが現状です。将棋が上手い、子どもと将棋をしてくれるボランティアさんを探しております。良い方がいらっしゃったらご紹介ください。3、シニア事業におきましては、5館連携事業として、6月にZoomの使い方講座を開催いたしました。鶴嶺公民館での開催となり、1日目は鶴嶺公民館に来館しての講座、2日目はZoomで自宅から参加する講座となっております。松林公民館の講座としましては、ア松林ミニ赤とんぼクラブを開催いたしました。これは、松林地区包括支援センターくるみさんとの共催事業で、シニア向けの体操教室です。約2年間コロナ禍で開催できなかった講座となります。ボランティアの高齢者支援リーダーの方々と茅ヶ崎体操などを行いました。参加者からは、再開してもらえてよかったとの声が多数ありました。イ裂画講座は不要となった布を台紙に貼り付け、絵を完成させる講座で、今回、松林公民館では初めて開催する講座となります。初夏の絵として「なす」を作りました。参加者からまた開催して欲しいとの声が多かった講座となります。ウ「フォト講座」では、平塚のかなガーデンに行き、バラの写真を撮影しました。雨上がりの、雫のついたバラの写真を6月末までロビーに展示しておりました。4地域課題解決等事業では、「公民館博物館連携講座」として、アの「東海道歴史さんぽ」を開催いたしました。座学の講座となっており、茅ヶ崎市の東海道について、特に一里塚などから歴史に触れていく講座となります。今年の7月末に完成予定の歴史博物館についても紹介した講座となります。松林公民館の事業としては、アの「地域の災害リスクに備える「防災対策講座」」はまちから協議会にもご出席いただく講座となりました。イ「大山街道田村道を歩こう」はコロナ前から開催していた講座で、令和元年に藤沢市の四谷を出発し、大山を目指して全5回で大山まで歩く講座となっていました。今回は第2回目の開催となり、かつば徳利広場

から神川橋手前の河原不動堂まで歩きました。第三回は 11 月開催予定となっています。ウ「福祉職のための成年後見制度講座」はケアマネージャーなどの方々にご参加いただき、グループワークでは、福祉職の方同士の情報交換の場にもなりました。エの「美味しいシソ入り梅干し作り」も例年開催している人気講座で、コロナ禍ではオンラインでの開催でしたが、今年度は対面講座で開催することができました。毎年公民館近隣にお住まいの方が講師をしてくださっています。オ「おもちゃの病院」は松林公民館の近隣にお住まいの方がおもちゃを修理してくれる講座となっています。茅ヶ崎市内全域から申し込みがあり、毎月第 1 土曜日に開催しておりますが、申し込み数は毎回満員となっております。カ「松林畑クラブ」は松林公民館の裏の小さな畑でさつま芋等を育て、今後それを使って講座を開催していく予定です。芋の部分だけでなく、芋づるを使ったリース作りなども考えています。また、畑の栽培の指導やお手伝いをしてくださるボランティアの方も募集しております。5 学習成果活用・学習情報提供事業においては、5 月に春の山野草展を松林公民館で開催し、6 月には市役所 1 階の市民ふれあいプラザでも開催することができました。次回は秋に松林公民館での開催を予定しております。ウ「さつき展」についても、2 年ぶりに開催することができました。市長も見学にいらっしゃり、茅ヶ崎市のホームページ「日めぐりちがさき」でもその様子が紹介されました。主催事業の報告については以上です。

◎細田会長

ありがとうございました。主催事業について事務局より説明が終わりました。何かご質問、ございますでしょうか。特にございませんかね。それでは特にご意見がなければ、議題 2 の答申についてにうつらせていただきます。3 月に館長さんが新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方についてという、3 つのテーマの諮問をしていただいたと思うんですが、最初に一つ目が、高齢者等のデジタル・ディバイド、情報格差ですね、これの解消についてということです。二つ目が対面式講座とオンライン講座等の二刀流について、三つ目が、子どもから高齢者まで、誰 1 人として取り残さない情報発信についての、三つの諮問をいただきました。それぞれ三つのグループで、お 2 人ずつ話し合われていくもので、チームを組んで、ご検討いただいております。今回は、中間報告ということになります。順番に、1 グループの方、高齢者等のデジタル・ディバイド解消についてということで、吉原委員と村松委員でご報告お願いいたします。ペーパーをいただいております。それをご覧ください。

◎吉原委員

まず、村松委員と基本的に同じなんですが、デジタル・ディバイドというのは、どういう意味かというところからです。我々はパソコンを持っていますので、検索すると、いろ

んな事が出てるんですけども、今、配布した資料に書いてありますが、情報通信白書というものがございまして、令和2年度に、デジタル・ディバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できるものと、利用できないものとの間に生ずる格差のことを言うということです。要するに、インターネットを使えるか使えないかということです。格差には三つありまして、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内、地域間格差、例えば、ネットワークが入っている、入っていないということです。今新しい5Gというのがありますが、そういうネットワークが、使える使えない、そういう地域の差です。過疎地域という地域間格差、それから身体的社会的条件、性別、年齢学歴の有無等、格差を生じていることで、個人間集団間のデジタル・ディバイド、もう一つは、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差、そういうものが三つあります。村松委員と私とで、インターネットで探して同じものなのですが、情報通信に関連したところから、まず、高齢者が利用するかしないかということです。カラーの資料を見てもらうと分かるんですが、最初に、1ページの表1にスマートフォンやタブレット利用状況、これに、70歳以上の24.3%がよく利用している。それから、時々利用している、それからほとんど利用していない、年齢が高いほど利用してない、となるんです。ただし、身の回りを見てみると、我々の年代って結構使ってる人いるんです。その次のページ、3枚目なんですけど、図表2というところなんですけど、スマートフォンやタブレットを利用しない理由60歳以上なんですけど、自分の生活には必要はないと思っているから、それから、どのように使えばよいかよくわからない、こういう方が50%ぐらいとなっています。若い人はYouTubeですとか、いろんな動画とか、音楽を聞いたりとか、そういうことで、使えるんですけども、高齢者になると、やっぱりメールとか電話ぐらいしか使わないというようになってくるんです。そのあと、各自治体で、この情報インフラを進めるページがありまして、2つ例がありまして、渋谷区と加賀市の例がありました。渋谷の方は、高齢者がデジタル・ディバイド解消として、生活の質の向上を目的として、区が募集した65歳以上で、スマートフォンを保有してない、約1,700名の区民を対象に、スマートフォンを無料で貸し出しする実証事業を、令和3年9月6日から開始したとあります。スマートフォンの貸し出しだけでなく、利用促進に向けた勉強会やサポートも併せて実施している。それから加賀市は、市内の高齢者を対象として、マイナンバーカード対応スマートフォンの購入助成を実施ということで、1人当たり5000円の助成というような、内容です。よく開催していますのが、スマートフォン教室、初心者教室をdocomoさんとか、auさんとかみんなやっていますね。まず買ってもらうために、機器は購入するんですが、いろんなレクチャーを無償でやっていただける。会社によって違います。ただ、それは買って利用するしかない。買って利用して、電話会社に聞きにくるという、そういう状態です。途中に書いてありますが、イータックスとか、マイナンバーカード、健康保険証も入るという

ことです。行政がいろんな付加価値をつけて使いやすくすると、それで導入を促進しようということだろうと。結論までは出てないんですが、要は、ハードを買う訳ですね。パソコンだとか、スマートフォン、タブレットとかを、買うお金ですね。買うか、もしくはレンタル。それから、渋谷区だとかのように、限定してお貸しする。そういうことで、利用促進して、これは必要だと思ってもらえば、自前で買う。それから教育なんです、茅ヶ崎市でやってるのは小学校中学校の生徒さんにタブレット端末を渡して、いろんな教育をやってます。高齢者に、何をやるかって言うと、メールだとか、電話っていうのはわかるんですがそれから先が、あまり浮かばなくて。私が考えるのは、要するに、持ってないとまずい。今インターネット回線 5G という最先端の会社の技術を使うと、遠隔で手術ができる。地方の病院のテレビからの映像を通して、大学病院の方から、手術のサポートをするという事ですね。速いスピードで繊細に映るという、そういったものが、できるんです。

そういうものを利用して、買うと、一番私は、思うに医療機関が、遠隔で診療する、顔色を見ながらですね、聴診器の音だとか、いろんなデータも取れますので、離れた所の医療、行政、それから、行政サービス、コンビニから、例えば、住民票を取るとか、戸籍等を取るというのができると思いますが、そういうサービス、それから、今一部のネットスーパーって言って、自宅からスーパーの買い物ができます。金額が例えば 3000 円以上だと、無料で午前中にネットスーパーで注文すれば、午後に物が入ってくる。それから同じように、薬の配達ですね。これは、いろんな状況があると思います。医療機関も、予約ですね。次の診療って受けた後に、例えば期間が空いたときとかですね。そうすると、次の時には、行って、待たなくちゃいけない。そういうのも、事前に予約できるとか、そういうものが導入されれば、持ってる人のメリットがあれば、使う人も利にかなって、利用するかな、使ってくれるかなと。それから、まだ途中なんです、今のテレビでですね、データ放送、d というのを付けると、例えば茅ヶ崎市の気象ニュースが出るんです。そのテレビのインタラクティブっていうのが、もう少し出れば、情報家電みたいな形で、インターネット、一部の機種テレビを買えば、インターネット使えるんです。そういうものが、普及すれば、改めてパソコン買う必要ないとか、デジタル・ディバイドの解消に繋がっていくんじゃないかなというふうに、思っているんです。

◎村松委員

私の方でまとめたものと、吉原さんに、途中で1回、ご連絡しあったんですが、その時も、まず、デジタル・ディバイドという言葉自体、恥ずかしながら、知らなかったんです。それらしいような世の中の動きは、分かっていたんですけど。私の方で心配したのは、まずは、自分の知識を会得することから始めたいということで、心配し

ました。そこに書きましたのは、吉原さんからご説明ありましたので、重複しますので、省略いたします。今、まず私たちが、問題にしなきゃいけないのは、いわゆる個人間・集団間の中の年齢による情報格差というところですね。高齢者の目線でないと、勉強していかなきゃいけない。あくまでも、松林公民館の方で高齢者のデジタル・ディバイドということで、諮問があったということで、2番目に自分自身も考えて、自分も73歳なので、高齢者の自分自身がどんな生活しているか、ちょっと恥ずかしながらも、3枚目に、高齢者、73才である自分自身のデジタル・ディバイドの問題について大げさに書いてあるんですが、実は私1年、スマートフォンを使っていました。ファーウェイっていう、中国、ちょっとあんまり、良くないんですけどとにかく、使ってみたんですが、その時に、非常に便利すぎて、自分自身の生活のパターンがずれてしまう。どっちかという、ぼーっとしていたタイプなんです。

スマートフォンを、手にすることによって、見てしまう。近くにあると便利なので、常に使ってしまうと、そういう方は身の回りにいっぱいいらっしゃって、私と同じような高齢者の方は、使い方が良く分からないとか、実際持ってみたら戸惑ってしまう。それに囚われてしまっているのがあるんじゃないかなって、私だけじゃないと思いますが、とても字も細かいし、やろうと思ったら、いろんな機能があるんですね。それにのめり込んでしまう性格の方もいるんじゃないか。自分がそうでした。それで思い切ってやめまして、何のために携帯を持つんだっけと、考えたときに、電話できればいい、連絡取れば良いということで、あえてガラケーの、4Gガラケーの中で一番新しいものに戻しまして、自分はこういうふうにして、情報を入手しているかという、自宅に私はパソコンを持っていますのでそれで、十分にインターネットをできます。そして自分で時間を決めております。仕事を行った日は、夕方帰ってきて16時から18時の間だけ、というように。休みの日とかは、また別の情報をとるために時間を決めずにそしてあとは、これはちょっと余分な話ですが前に使っていた携帯、この機能が何かに使えないかな、もったいないなと思ったときに、アラームとカレンダーがあるんです。自分、今まで日記に手帳を使ってたんですけど、手帳よりもこれちょっと便利かもしれないということで、自分が思いついたこととか、前から話していて予定を聞かれた時にすぐ見るとか、或いは新しい予定をどんどん入れてっちゃうとか、終わったら消していくっていう、そういう、自分で考えた勝手なやり方が、これが今非常に快適なんです。自分で予定をどんどん作っていて、連絡は取りたいときにとる、もらう、そして情報は決めた時間に落ち着いてとる、そして或いは発信する。そういう生活の方が、若い人だったら常に切り替えていけるかもしれないけれども、高齢者になってくると、情緒不安定な感じになって、ある程度落ち着いたそんなやり方がいいんじゃないかと私、自分は、考えたということでちょっと書かせていただきました。そして、情報の手段はいくらでもあります。スマートフォン持たなくてもパソコンもありますし、

新聞もあります。それからチラシもあります。テレビもあります。ラジオもあります。防災無線もあります。それから、口コミも、あります。こういったことから、何かあれば、スマートフォン、スマートフォンって持っている、今まで自分たちが持っていたものを失っていくのではないですかね。特に新聞ですけども、或いはパソコンからのネットの情報ですね。これ新聞からとっているの、結構あるんですよ。新聞っていうのは、やはり共同通信が入ってきますけど、そういう専門家のデータが新聞には、入っています。新聞もそれを買ってるんですけど、結局はネットの情報も、そういったところから買って、作っているもの多いのと、知りました。先ほど、同じ情報がありました。この間、皆さんも、覚えていると思いますが、7月2日の未明から、KDDIは、大きな通信障害をおこしまして、その時に、逆のデジタル・ディバイドで、スマートフォンしか持っていない若者が多かったらしいんですけど、小銭も持っていない。KDDI だけでしたからまだ良いですけど、もし、これが KDDI 以外の、他も通信障害起こしたら、逆にデジタル・ディバイドですよ。持ったことによって、他の手段をうまく使えないことによって、情報が、とれない事もある。非常に皮肉な事なんだと。本題から外れたかもしれないですけど。松林公民館さんへの答えと言いますか、これは最終的なものじゃないんですけど、今自分で考えられることを考えたときにですね、まちぢから協議会で広報部会というのがあるんですが、松林タイムス、これは菊池館長から記事を書いていただいた時に、昨年でしたかね、コロナ化でどういう活動してるんだっていうときに、各自治体さんとか、体育振興会さんとか、こういった形でやってますよっていうことを載せたんですが、オンライン講座、夏休み親子おもしろ科学実験講座、これは非常に良くて、中学生の子と小学生の子のコミュニケーションが、今はなかなか、図れてないんですよ。私はスポーツクラブで以前、仕事していたんですが、高校生から小学生まで一つのチームを作ってテニス大会など開催したんですけども、そういったことも、縦のね、小さい子供から大人になりかけた子との、そういうコミュニケーション、これが非常にすばらしいな、そういった事を思った。これとはまた違うんですが、そういう形で、オンライン講座、シニアの分もできると良いんじゃないかなということで、非常に興味を惹かれたんですが、そういったことで、これからはですね、やっぱり、パソコンを買うとなると難しいかもしれませんがスマートフォンなどの普及というところもありますし、タブレットもありますから、そういったことを使える方も徐々に増えていくっていうか、そういった事に対するプログラムも、作られているようですから、使える人も徐々に増えていってもいいんじゃないか、きっと増えてくると思います。少しずつ増えていくと思います。それから最後に、まちぢからの福祉部会で、今計画しております、コロナ禍で何もできませんでしたねっていう中で、何とかやりたいなというものが、まちぢから協議会福祉部会が計画している、公民館さんを、お借りしてやりたいなということで今計画を立てています。その時に、高齢者を対象とするサロンなどのプログラ

ムなんですけども、それに携わるメンバーは、うた体操の講師ですとか、包括支援センターのくるみさんや地区社協、市社協の担当者、そして、何といたってもですね、メインの民生委員児童委員の方、こういった連携、これが大事なのかなって。自治体 ICT にも負けない、いわゆる手と足と口と重要なのは心ですね、これですよ、これが一番のパワーなのかということです。基本的には、従来通りになりますけども、公民館でなさっている事が非常に素晴らしいと思っている。ということで、ありがとうございました。

◎細田会長

村松委員ありがとうございました。村松委員からのご報告いただきました。ご報告について皆さんの方でご意見等、或いはこういうことを聞きたいなどありましたら、どうぞ。よろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは、二つ目の、対面式講座とオンライン講座についてということで、日比野委員さん、小川委員さんお願いします。

◎小川委員

自分、まだ2人の間で煮詰めてないんですが、自分のイメージを話させていただきます。公民館は社会教育の中核的な場ということで、よく言われるのが、集う、学ぶ、結ぶっていう3つがキーワードなんです。自分としてはこの結ぶの中につなぐっていう部分も、人と人とをつなぐってというのがすごく大事だと思っていて、それを基本に、このハイブリッド、二刀流と考えていきたいなと思っております。今、社会の抱える課題としては、高齢化だとか核家族、ひきこもり、いわゆる人間関係が希薄化したりだとか、統一化している状態から、地域社会全体に大きな課題になっていくので、これまたこの公民館という場所が地域住民に広く開かれている必要があると。利用したくなるという身近な存在としていくために、いろいろ努力していかなきゃいけないのかなというふうに思います。実際に住民のニーズであったり、施設の充実だったりをうまく、活用しながら、その松林公民館の現状を把握した上で、このコロナ禍で、従来型とズームとかを使ったいわゆるハイブリッド型を目指していけば、いいのかなと、最終的には世代を超えた繋がりができればいいのかなというふうに思っております。今最初の答申の方で、インターネットの話題になって、高齢者の方がついていく、ついていけないという問題が出てきたと考えたら、逆に小学生なんて、すぐ操作できるようになっちゃうんですよ。もうすぐ大人を越えてしまうということであって、令和3年に1人1台パソコンが入って、今年には、実際には2年目を迎えるわけなんですけど、公民館を通じて、逆に小学生が講師になって、お年寄りを教えるような講座が開けたら、お年寄りも出てくるだろうし、子供も目的を持って張り切れるだろうし、その辺もちょっと今考えていきたいなと、思っています。

◎日比野委員

ちょっとお聞きしたいのですが、iPad を授業で具体的にどのようなように使ってるんですか。

◎小川委員

今は、基本的にどの教師も使っているんです。授業のいろいろな場面で使っていて、パソコンを使うというかパソコンツールとして、iPad をツールとして、考えている。今まで定規とかコンパスだとか、いろいろな子供たちにとって教具があるんだけど、教具の一つとしてとらえて、年がら年中使うんじゃないくて、この場面で使う、授業の中のこの場面だけで使うっていうふうに、道具として、使っている。

◎日比野委員

例えばで言うとどんなですか。

◎小川委員

例えば、従来、子供たちが書いたノートっていうのはなかなか授業中共有ができなかったわけですね。それを1回 iPad の中に取り込んで、それぞれ個人に送ることができる。だから今実際に書いた、子供のA君が書いたノートが、クラス全体で共有できる。だから考えが共有できて、学びあえるっていうところが、今一番、先生方に使ってると思います。

◎日比野委員

私は、ある程度、答申として作成してしまったので、それを読ませていただきます。公民館は住民同士が集う学ぶ結ぶことをうながし、人づくり、地域づくりに貢献することを求められてきました。しかし、新型コロナウイルスの拡大により公民館は閉鎖され、従来の公民館事業を、展開できなくなりオンライン講座が開催されました。昨年、一昨年の公民館事業は、オンライン講座を使いながら手探り状態でやってきたと思います。今年度、令和4年度の事業計画を見ますと、昨年度オンライン講座で行った中で唯一「スマイリングままサロン」を除いて見落としがあるかもしれませんが、全事業が対面講座に戻っているんですね。これは当然のことであって、人間は幼子であっても人とのふれあいを本能的に求めます。幼児は大人が話す口を見て言葉を覚えています。声ですね。マスクをして幼児に話しかけると大人のマスクを取ろうと、もがいている所をテレビで見たことがあります。そういう風に子どもが要求するんですね。公民館で人に会い、講座、ゲーム、練習等で、人々と触れ合い、その前後に様々な情報、これは、情報交換と言ってもおしゃべりなんですけれど、公民館がとぎされてしまって、利用者がおしゃべりがどんなに大事だったか、心がどんなに潤ったかを改めて知ったわけですが、ただ、集まっても、その場で解散、

早く帰ってくださいっていうことではなく、その前後の、どういうこともない、おしゃべりが大事だったんですね。それにより、どんなに心が潤っていたかをみんな改めて知ったわけです。今、小川先生からお話がありましたけれども、子供の時から日常的に、あえて機器を使って子供が、おっきくなって、若い世代はスマホも、もちろんですし、IT 社会に容易に溶け込めるんだと思うんです。私も高齢者ですけども、高齢者は自宅にパソコンがあっても、使いこなせない人が多いですね、お友達であっても、あるんだけど分からない。そのパソコンがある程度使えるようになるのは、かなりハードルが、高いと思われます。私もかなり高齢になってから、パソコンを始めたのですけれども、パソコンの用語ですとか、考え方ですね、中々頭に入ってこなかったです。小中学生の間、高校生もそうですけれども、コロナの影響を調べた結果、友達と接触や遊びが制限されて給食の時もお弁当の時間も黙食を求められるのですね。一番楽しい時間におしゃべりができない。苦しさ、寂しさ、があります。実際に公民館の入口に七夕の笹があります。それに短冊が飾られていて、小さな子供もいて、明らかに分かる短冊の片隅にですけれども、早くコロナがなくなれと思っていると書いてあります。図書館と青少年会館の共催で本を紹介する新規事業、オンラインブックトークという講座が始まるみたいですけど、こういうのも一つの試みだと思います。先ほど言いました高齢者がパソコンなど使いこなす、スマホもですけど、Zoom の使い方ですか、5 館連携の。これは参加人数少ないみたいですね。どういう状況だか分からないですけど、講座に参加しようという気持ちに中々なれないんだと思います。オンライン講座の使い方はこれからの若い方が色々考えるのかもしれませんが、公民館の活動というのはやはり、対面が主になると思います。スマホの使い方を説明する講座をもっと大々的にひらかれると良いんじゃないかと思います。以上です。

◎細田会長

はい、ありがとうございました。対面式講座とオンライン講座の二刀流についてということで説明していただきました。これについて何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは3 番目の、子供から高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について、ということで、柴田委員さん、小澤委員さんお願いします。

◎柴田委員

本日、用紙・資料等はないのですが、お話をさせていただきます。誰一人として取り残さない情報発信についてということで、この情報発信というのは、今ではホームページ・ブログ・ツイッターなどがありますが、この情報発信の必要性ということで地域・住民との信頼関係を築くために公民館としても情報発信をしていく必要があるなということで、また、学校にとっては、学校だよりも発信の中心であったり、また、各自治会等では

回覧版が情報発信となっておりますけれど、手段として紙の媒体、またはこちら公民館に
来ますと館内には掲示物がたくさんはっております。それを見ての情報を私たちは得るこ
ともできますし、また、ホームページでも情報をえることができます。この先なんですけ
れど、誰一人として取り残さないというところのテーマがすごく難しいなと思いながら、
誰一人ですから、一人も残さず、色々な情報が届けていけたら良いなということで、また、
今はまだ途中なんですけれど、今後小澤さんとも話し合いながら、最終的にまとめてお答
えできたら良いなと考えております。私からは以上です。

◎小澤委員

用紙にまとめていなくて申し訳ありません。子どもから高齢者ってすごく幅が広くって。
私は民生委員をやっているんで、高齢者とは結構お話したり、現状を把握できるんですが、
子どもに関しては伏せられていて、虐待だとか、親の面倒見ているだとか、精神異常を持
っている親の面倒を一生懸命見ているだとか、それが浮き彫りになっていない状況でその
中でどういう風に取り残さないでできるのかなって、考えた時に、今私は、施設を回って
います。子どもたちの現状、どういう過程でこういうところへ来た子がいるのか、今はど
ういう風に育っているのか、また戻ってくるのか、何をしているのかという所が私のなか
で本当に気になっているので、そこに行って、自分で五感で感じる、何かを感じ取ってそ
こで何かに認められて、公民館をつぶやく場所というか、ここに来るとおじいちゃん、お
ばあちゃんがいるよって、こどもをそうやって引き出せば、親もそれに、子どもが笑顔
になればついて来ると信じています。ここがつなげられたらなと、今は児童施設を訪問し
てお話を伺っているという状況です。以上です。

◎細田会長

はい。ありがとうございます。3グループにご発表いただきました。これについてご
質問ございましたら、どうぞ。よろしいですか。いずれにしても、1グループ、2グルー
プ、3グループとも、一つの情報ということに関しては共通ですね。と、同時に情報をど
う取り扱って、どう使うかというやり方、それから、もう一つは、若年者から高齢者まで
平等に使えるシステム化、それが大きな流れになっているのかなあと感じます。そういう
中で我々自治会って立場で考えた時にどういう事を考えられるかということ、皆様のご意見
と多少なりともぶつかる所があるかと思っておりますけれど。今自治会は回覧をまわしています。
自治会の回覧を見る人は、茅ヶ崎市全体の24万2千人と、人口が言われています。その
うち、世帯数でいけば、10万世帯。そこに回覧をみてもらう際に、現在自治会加入者は
75%切っている。加入率が低いということは、回覧を見る人も減っている。そういう中
で、ペーパーの回覧だけではなくて、パソコン、それからスマホでも回覧が見える。こう

いうものなら考えが伝わるんじゃないかというのは、まちぢから協議会の中でもその方法を模索している。また、次回までその辺の所をつめていただければと思いますのでよろしくをお願いします。私の方からは、他にご質問等なければ事務局の方をお願いします。

◎事務局

では議題3のその他にうつらせていただきます。特に資料はないんですけど口頭でのご報告ということで、報告を3件と、ご相談が1件ございます。ではまず、3点ほど報告させていただきます。1点目でございますが、先月、6月の市議会定例会にて、公民館の補正予算案3件が審議されました。3件ございますので、まず1件目といたしましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金というのがございまして、それなどを活用して、今月ですね、7月30日にオープンします博物館の収蔵品、展示物、そういった収蔵品等の映像を取り込んでデジタル化し、広く公民館を含めた社会教育施設でも、そのデータを閲覧することを可能とするために、松林公民館、他の社会教育施設もそうなんですけど、Wi-Fi機器、通信の回線を整備するための補正予算がつきました。令和4年、今年の10月から利用が開始となります。ちなみに参考までに、松林公民館の、半年分の予算、プロバイダー使用料と光回線使用料を合わせたもので、半年で12万9000円の補正予算となります。これが1点目です。2件目としましては、これまた、国の交付金ですけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものを活用いたしまして、松林公民館、1階にございます保育室の手洗い場の水栓を自動水栓、今プッシュ式タイプで、一定量水が出て、一定時間たつと止まるような、押すようなタイプの水栓なんですけど、それをセンサーつきの自動水栓に取り換え修繕することで、今後、コロナ以外にも新たな感染症が発生した場合にも非接触型の水栓とすることで、より強靱化を図るものでございます。そのための修繕料として、4万7000円です。なお、他のトイレ5ヶ所ですが、2階の男女、あと1階の男女、あとみんなのトイレですね、そこについてはもうすでに自動水栓化しております。次に3件目といたしまして、令和4年度における松林公民館の光熱水費のうち、電気料金につきましては、契約していた電力供給事業者が、令和4年3月に急遽破産したことに伴い、6月末までは東京電力のパワーグリッドから、最終保障供給の電力受給を行っておりました。料金単価が高くなりましたので、当初予算額に不足が生じることになりまして、最適なエネルギー調達を行うために検討した結果、今月以降ですね、7月以降の電力については、再生可能エネルギーを導入する見通しが立ったことから、その必要な予算を補正で獲得したものでございます。こちらは皆さんもご存知の通り、今、電気料金がすごく高騰してまして、当初予算額に比べて不足してる額、松林公民館につきましては、96万6000円でそれが今現時点、1年間分で見積もったところでの不足です。電気料金がこれ以上さらに高騰しますと、さらに足りないんですが、96万6000円の光熱水費を補正した

もの、それが6月の補正でございます。1点目につきましては、以上です。委員の皆様におかれましてご承知おきいただければと思います。ではその他報告の2点目でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、3年度、ともに開催してごさいませんでした茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会というものがございまして。昨年度の第1回目の時には、この連絡協議会についてご説明をさせていただいて、吉原委員が、幹事として、お引き受けいただいているところなんです、その連絡協議会というのを、今年度開催することといたしました。例年ですと、各館7名ずつですので、5館合わせますと35名。それに公民館長5人合わせますとそれだけでも40人。事務局職員や、教育委員会の社会教育課長や教育推進部長、また教育長などが、出席すると、全体50名ぐらいの規模の会議体になるというものでございまして。例年ですとその全体会、全員集まるものを2回、幹事会、吉原委員さんが幹事を務めている幹事会が1回で、あと研修会を1回、合計4回行っていたものでございまして、今年度は規模を縮小しまして、秋に研修を1回、年度末、3月ぐらいになると思いますけれども、全体会1回を予定してございまして。委員の皆様におかれましては、詳細が決まりましたら通知にてお知らせいたしますので、あるとご承知いただければと思います。続きまして、報告3点目でございます。公民館まつりでございまして。例年は11月に開催しておったものでございまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、準備を進めていくことを考慮し、本年度は2月末から3月上旬に開催することで、準備を進めて参りたいと考えてございまして。内容的には、学習成果の発表の場という、公民館の本来の役割に特化し、また、感染防止対策上の観点から、模擬店、食べ物等を販売するような模擬店は設けないことといたします。これから利用者団体、サークル様に通知を行い、実行委員を募り、実行委員会を立ち上げて準備を進めるところでございます。審議会の委員の皆様には、ご承知おきいただければと思います。またご協力いただく場面もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後、その他の4点目、こちらは皆さんにお諮りしたい部分でございます。先ほど議題2で答申について、皆様それぞれご協議を進めていただいている所ですけれども、次回の審議会の日程についてでございます。前回、令和3年度3月の第2回審議会において、今年度の審議会の日程について、1回目を5月で2回目が10月、3回目を3月に開催することとしておりましたが、今日、7月7日ですので、すでに当初の予定より2ヶ月遅れております。そこで、第2回目は3月に示した予定通り、10月でいくのか、または違う月とするのかお諮りしたいと思います。また、開催月だけ決めておきまして、改めて詳細の日程調整はその1ヶ月前ぐらいに行うか、どちらがよろしいかお諮りするものでございまして。よろしくお願いいたします。

◎細田会長

次回の開催について、今、事務局に告げられたとおり、10月に開催するとなると、10月の1か月位前に、コロナの様子を見て、あらためてその時点で開催月を決めるかですね。皆様のまとめの都合もあるかと思ひますし、少し幅を持たせて考えた方が良ひのかと思ひます。いかがですか。2か月位延ばして11月でも良ひですし、10月になって調整をさせていただくでも良ひですしどうでしょうか。とりあえず、当初の予定の10月にしておいて、直前に皆さまの進捗情報を聞いて決めるということはどうでしょうか。また、その時の状況で、一か月延ばして11月にするというのでどうでしょうか。小川先生は、学校の予定はいかがですか。大丈夫ですか。

◎小川委員

10月に運動会があります。コロナの状況を見ながらになります。

◎細田会長

松林地区でも体育振興会の方で学校をお借りするようになります。松林地区の運動会は今年度は松林小学校で、10月9日になります。

◎吉原委員

その期間は、ちょうど学期末の期間となりますからね。

◎細田会長

それでは、とりあえずは、10月ということで、また調整させていただきます。これで議題はすべて終わりました。暑い中、コロナの対策をしながらでしたが、これからも十分にコロナにご配慮いただきながらお過ごしください。今日の会議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。